

## 市立障害者通所施設(中部地域)の整備について

健康福祉部 障害福祉室

- ◆ 市では、障害のあるかたもないかたも、誰もが住み慣れたまちでともに暮らす地域社会を実現するため、福祉のまちづくりを進めています。
- ◆ 重度障害者の日中活動の場となる中部地域の通所施設(萱野4丁目)について、令和7年度の新施設開所に向け、箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正します。

### 1 予算概要

【歳出】障害者通所施設(中部地域)整備事業 1,077,858 千円

現場監理委託料 29,214 千円

工事請負費 1,015,414 千円

備品購入費 31,371 千円

水道口径別納付金 1,859 千円

【歳入】生活介護等基盤整備事業債 970,000 千円

(うち、交付税措置のある事業債 538,900 千円 措置率 70%)

### 2 整備の概要

#### (1)施設の概要

- ・名称：(仮称)箕面市立ワークセンター中部
- ・実施事業：生活介護事業 60名定員
- ・建物構造：鉄筋造または鉄筋コンクリート造 3階建

#### (2)整備スケジュール(予定)

- ・令和5年度：基本・実施設計、施設設置条例提案(3月議会)
- ・令和6年度：工事請負契約入札、指定管理者公募(4月～)  
工事請負契約締結の件提案、指定管理者指定の件提案(6月議会)  
整備工事開始(7月～)
- ・令和7年度：7月1日開所(予定)

### 3 条例改正の概要

#### (1)改正する条例：箕面市立障害者自立支援センター条例

#### (2)主な改正内容

箕面市立あかつき園	箕面市瀬川三丁目三番二一號	(既設)
箕面市立ワークセンターささゆり	箕面市瀬川三丁目三番二一號	(既設)
(仮称)箕面市立ワークセンター中部	箕面市萱野四丁目一六五七番	(新規追加)

※なお、(仮称)箕面市立ワークセンター小野原の追加については、令和14年3月31日までの間において規則で定める日に施行する。